

沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)

平成24年 4月 6日付け23地第484号
改正 平成25年 5月16日付け25地第103号
改正 平成26年 4月 1日付け25地第547号
改正 平成27年 4月10日付け26地第526号
改正 平成27年10月 1日付け27地第290号
改正 平成28年 4月 1日付け27地第552号
改正 平成29年 4月 1日付け28地第284号
改正 平成30年 4月 1日付け29地第220号
改正 平成31年 4月 1日付け30地第322号
改正 令和元年 4月 1日付け元地第250号
改正 令和2年 6月21日付け2地第119号
改正 令和3年 4月 1日付け2地第412号
改正 令和3年12月21日付け3地第259号
改正 令和4年 4月 1日付け3地第322号
改正 令和5年 4月 3日付け4地第304号
改正 令和6年 4月 1日付け5地第314号
最終改正 令和7年 4月 1日付け6地第255号

第1 趣旨

農林水産業に関する総合的な整備を推進するため、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け各府省庁事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）に基づき実施される事業及び経費について、予算の範囲内において沖縄県に交付金を交付する沖縄振興公共投資交付金（以下「本交付金」という。）の交付及び実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

第2 沖縄振興公共投資交付金の対象

1 交付対象事業

- (1) 本交付金は、制度要綱第6に定める事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する経費に充てるため、この交付要綱に定めるところに従い国が交付する。

- (2) 交付対象事業は、制度要綱別表に掲げる農林水産大臣が所管する事業のうち別表 1 に掲げる事業とし、その具体的な内容については、交付対象事業ごとに別紙 1 から別紙 25 までに定めるものとする。

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、交付対象事業ごとに別紙 1 から別紙 25 までに定めるものとする。

(2) 要件

ア 制度要綱別表別紙 2 に掲げる効果促進事業（以下「効果促進事業」という。）を実施する場合は、第 16 第 1 項で定める農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとし、効果促進事業の総事業費は、整備計画ごとに別表 1 の 1 に掲げる農山漁村地域整備に関する事業の全体事業費の 20/100 まてを目途とする。

イ アのほか、交付対象事業の実施要件は、別紙 1 から別紙 25 までに定めるものとする。

第 3 助成

1 国の助成

国は交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、別紙 1 から別紙 25 までに定めるところにより、沖縄県に対し、毎年度、予算の範囲内で本交付金を交付することができる。

2 年度予算の調整

(1) 沖縄県は、交付限度額の範囲内で、交付申請ごとの交付対象事業間及び年度間で、又は整備計画を策定した場合は整備計画内の交付対象事業間で予算の調整を行うことができる。ただし、交付対象事業について、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合を除くものとする。

(2) (1) に規定する年度間の予算の調整についての対象事業は、別表 1 の 1 に掲げる農山漁村地域整備に関する事業及び別表 1 の 2 に掲げる農山漁村活性化対策整備に関する事業とする。

3 単年度交付限度額

年度ごとの本交付金の交付額は、次に掲げる式により算出した額（以下「単年度交付限度額」という。）を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B$$

$$(1) A = \alpha_1 A_1 + \alpha_2 A_2 + \cdots + \alpha_m A_m$$

A : 事業計画に位置付けられた別表 1 に掲げる事業（効果促進事業を除く。）に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

A_i : 事業 i の当該年度の事業費

α_i : 事業 i に係る別表 2 に定める国費率

m : 事業計画に位置付けられた交付対象事業（効果促進事業は除く。）の数

$$(2) B = \beta_1 B_1 + \beta_2 B_2 + \cdots + \beta_n B_n$$

B : 事業計画に位置付けられた効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B i : 効果促進事業 i の当該年度の事業費

β i : 効果促進事業 i に係る別表 2 に定める国費率

n : 事業計画に位置付けられた交付対象事業のうち効果促進事業の数

また、A 及び B は財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 4 本交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第 2 項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額(次項において「差額」という。)は、交付申請ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 5 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 6 沖縄県が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は交付をする交付対象事業においては、沖縄県が当該事業実施主体に対して負担又は交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、第 2 項、第 4 項及び前項の規定を適用する。

第 4 交付申請

- 1 規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、沖縄県知事(以下「知事」という。)は、交付申請書を内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第 5 交付申請書の提出期限

規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、沖縄総合事務局長が毎年度別に通知する日までとする。

第 6 交付金交付決定前の着手

事業実施主体は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、

その理由を記載した沖縄振興公共投資交付金交付決定前着手届（別記様式第2号）を知事を経由して沖縄総合事務局長に提出するものとする。ただし、別紙1から別紙25までに定めのある場合は、それに基づき行うものとする。

第7 交付決定の通知

- 1 沖縄総合事務局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第8 交付申請の変更、中止または廃止の承認

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書に変更内容の確認等に必要の関係書類等を添えて、沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増を伴う変更を含む。
 - (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 沖縄総合事務局長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第9 軽微な変更

規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 交付金の額の増減
- 2 交付対象事業の新設（整備計画を策定した場合は、整備計画に位置付けられていない交付対象事業の新設）、中止又は廃止
- 3 事業実施主体の変更

第10 事業遅延の届出

- 1 知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した書類を沖縄総合事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第11 交付申請の取下げ

知事は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

第12 概算払

知事は、本交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記参考様式第1号の概算払請求書を沖縄総合事務局長及び官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

第13 事業遂行状況報告書の提出期限

- 1 知事は、交付対象事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

ただし、概算払請求書（別記参考様式第1号）の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 第1項による報告のほか、沖縄総合事務局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、知事に対して当該交付対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第14 実績報告

- 1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、知事は、交付対象事業を完了したとき（第8第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日とするが、次項の年度終了実績報告書を兼ねる場合は、翌年度の4月30日）までに、実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 2 知事は、本交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに、年度終了実績報告書（前項の規定に基づく報告と兼ねる場合は、別記様式第5号。兼ねない場合は、別表1の1に掲げる農山漁村地域整備に関する事業は別記様式第6号の1、農山漁村地域整備に関する事業以外の事業は別記様式第6号の2。）を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあって

は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに沖縄総合事務局長に報告するとともに、沖縄総合事務局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により沖縄総合事務局長に報告しなければならない。

第15 交付決定の取消し等

- 1 沖縄総合事務局長は、第8第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 沖縄県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 沖縄県が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 沖縄県が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 沖縄総合事務局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 沖縄総合事務局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第16 整備計画

1 整備計画の記載内容及び提出

本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする沖縄県又は市町村（沖縄県の区域内にある市町村をいう。以下同じ。）（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した整備計画を策定するものとする。市町村長は、整備計画を策定したときは知事に提出するものとし、知事は、整備計画を策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする（事業計画の添付資料として内閣総理大臣に提出する場合を除く。）。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標

- (3) 整備計画の期間（おおむね3から5年）
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

3 整備計画の様式

整備計画の様式は別記参考様式第2号を参考とするものとする。

4 提出様式

整備計画の提出は別記参考様式第3号を参考とするものとする。

5 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。
- (2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- (4) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。
- (5) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

6 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、第1項の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

7 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、次の各号に当たる変更を行うとき（以下「整備計画の変更等」という。）は、変更後の整備計画を第1項の規定に準じて農林水産大臣に提出するものとする。
 - (ア) 整備計画の廃止
 - (イ) 整備計画の期間の変更
 - (ウ) 整備計画の目標の変更
 - (エ) 交付対象事業の全体事業費の変更
 - (オ) 交付対象事業の新設又は廃止
- (2) 第2項、前項及び第17第1項の規定は、前号の整備計画の変更等について準用する。

第17 整備計画の評価

- 1 計画主体は、整備計画を策定する場合は、次の各号に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、整備計画と合わせて提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。
 - （１）目標の妥当性
 - （２）整備計画の効果・効率性
 - （３）整備計画の実現可能性
- 2 計画主体は整備計画の期間の終了後又は整備計画の期間の最終年度中において、次の各号について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて整備計画の期間内において、中間評価を行うことができる。
 - （１）交付対象事業の進捗状況
 - （２）事業効果の発現状況
 - （３）成果目標の目標値の実現状況
 - （４）今後の方針
- 3 前項の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性及び公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、交付対象事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。
- 4 農林水産大臣は第２項の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第18 監督等

- 1 事業実施主体が沖縄県である場合にあっては国は沖縄県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあっては国及び沖縄県は当該市町村に対し、沖縄県が交付する者が事業実施主体である場合にあっては沖縄県は当該事業実施主体に対し、それぞれその実施する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国は事業実施主体に対し、別紙１から別紙２５までに定めるところにより、その実施する交付対象事業に係る実施要件確認等に必要な資料の提出を求めるものとする。

第19 財産の管理等

- 1 沖縄県は、交付対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 取得財産等のうち、施行令第１３条第４号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具と

する。

- 4 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 5 沖縄県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 4 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 7 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により沖縄総合事務局長の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 7 第 5 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。
- 8 知事は、交付対象事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を沖縄総合事務局長に報告しその指示を受けなければならない。

第 20 関係書類の保管

- 1 沖縄県は、交付対象事業の収入及び支出について、その支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等においては、当該取得財産等の処分制限期間中は、別添 8 の財産管理台帳その他関係書類についても整備保管しなければならない。
- 2 前項及び第 21 に基づき整備及び保管すべき帳簿及び証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 21 交付金調書

沖縄県は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第 22 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

- 1 沖縄県は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第 6 から第 20 まで（第 7、第 11、第 12、第 16 及び第 17 を除く。）及び第 21（間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る）の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなけ

ればならない。

(1) 適正化法、施行令、規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、沖縄県の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により沖縄県による間接交付金の交付の決定をもって沖縄県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による沖縄県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがあること。

2 沖縄県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 沖縄県は、概算払により間接交付対象事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

4 沖縄県は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 沖縄県は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ沖縄総合事務局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第7第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定

める条件を付すことを条件に沖縄総合事務局長の承認を受けたものとする。

- 6 沖縄県は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 沖縄県は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）第3の3の規定により、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）第6の2の規定により、次年度の単年度交付額の算定において調整することとした事業について、平成24年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の5の規定により同年度の単年度交付限度額から差額を控除するものとする。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）第3の2に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域整備計画は、第12の1に規定する整備計画とみなすことができる。
- 4 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）第15の6に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域自主戦略整備計画は、第12の1に規定する整備計画とみなすことができる。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知の施行前に農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域自主戦略整備計画は、第13の1に規定する整備計画とみなすことができる。

附則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成27年4月10日から施行する。

附則

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、令和 3 年内閣府告示第 165 号（沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件）の施行の日（令和 3 年 12 月 21 日）から施行する。

附則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この通知は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本交付要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1 交付対象事業

1 農山漁村地域整備に関する事業

(1) 農業農村基盤整備事業

ア 農地整備

- (ア) 農地整備事業
- (イ) 農業基盤整備促進事業
- (ウ) 実施計画策定事業
- (エ) 草地畜産基盤整備事業

イ 水利施設整備

- (オ) 水利施設等整備事業
- (カ) 農業水利施設保全合理化事業
- (キ) 広域農業用水適正管理対策事業
- (ク) 地域用水環境整備事業

ウ 農地防災

- (ケ) 農地防災事業
- (コ) 水質保全対策事業

エ 農村整備

- (サ) 農村集落基盤再編・整備事業
- (シ) 農業集落排水事業
- (ス) 畜産環境総合整備事業
- (セ) 農道整備事業

オ 農業用水保全の森づくり事業

(2) 森林基盤整備事業

ア 森林整備事業

- (ア) 森林環境保全整備事業
- (イ) 森林居住環境整備事業

イ 治山事業

(3) 水産基盤整備事業

ア 地域水産物供給基盤整備事業

イ 水域環境保全創造事業

ウ 漁場保全の森づくり事業

エ 漁港漁村環境整備事業

- (ア) 漁業集落環境整備事業

- (イ) 漁港環境整備事業
- (ウ) 漁村再生交付金事業
- (4) 海岸保全施設整備事業
 - ア 海岸保全施設整備事業
 - イ 津波・高潮危機管理対策事業
 - ウ 海岸環境整備事業
- (5) 盛土緊急対策事業
 - ア 盛土による災害防止のための調査事業
 - イ 盛土緊急対策事業

(6) 効果促進事業

整備計画の目標を達成するため、(1) から (5) までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（ア及びイに掲げる事業を除く。）とする。

- ア 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
- イ 整備計画の範囲を超えて実施される事業

2 農山漁村活性化対策整備に関する事業

3 農業・食品産業強化対策整備に関する事業

- (1) 産地競争力強化対策事業
- (2) 食品流通拠点施設整備対策事業

4 水産業強化対策整備に関する事業

水産業強化支援事業（防災対策）

5 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業

- (1) 経営確立促進調査事業
- (2) 高性能林業機械等整備事業
- (3) コンテナ苗生産基盤施設等整備事業
- (4) 特用林産振興施設等整備事業
- (5) 森林空間活用施設整備事業
- (6) 木材加工流通施設等整備事業

- (7) 木質バイオマス利用促進施設整備事業
- (8) 木造公共建築物等整備事業
- (9) 需要拡大施設整備事業
- (10) 生活環境施設整備事業

別表 2

交 付 対 象 事 業		国 費 率	適 用
事 業 名	区 分		
別表 1 の 1 (1) ア の (ア) の事業 (農地 整備事業)	経営体育成型	75%	
	耕作放棄地型 (別紙 1 運用 1 の第 2 にお いて準用する 農山漁村地域 整備交付金実 施要領別紙 1 運用 1 別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類 の欄の (2) の耕 作放棄地解消 支援事業及び (5) の耕作放 棄地活用推進 事業を除く。)	75%	
	別紙 1 運用 1 の第 2 におい て準用する農 山漁村地域整 備交付金実施 要領別紙 1 運 用 1 別表 1 の 区分の欄の 4 の事業種類の 欄の (2) の耕作 放棄地解消支 援 事 業 及 び (5) の耕作放 棄地活用推進 事業に限る。	定額	
	通作条件整備	1 85% 2 一般農道整備の農業集落間型にあつては、1 の規定にかかわらず、50%	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表 1 の 1 (1) ア の (イ) の事業 (農業 基盤整備促進事 業)	別紙 1 運用 2 の第 2 におい て準用する農 山漁村地域整 備交付金実施 要領別紙 1 運 用 2 別表 1 区 分の欄の 1 の 定率助成	80%	
	別紙 1 運用 2 の第 2 におい て準用する農 山漁村地域整	定額	

	備交付金実施要領別紙 1 運用 2 別表 1 区分の欄の 2 の定額助成		
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) アの(ウ)の事業(実施計画策定事業)	実施計画策定	50%	
	経営体育成促進換地等調整	80%	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) アの(エ)の事業(草地畜産基盤整備事業)	草地整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%	
	畜産担い手総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、2/3	
	草地林地総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、75%	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) イの(オ)の事業(水利施設等整備事業)	基幹水利施設整備型	80%	
	農業用水再編対策型	50%	
	地域用水機能増進型	80%	
	流域水質保全機能増進型	80%	
	排水対策特別型	50%	
	基幹水利施設保全型	1 80% 2 別紙 3 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 第 1 の 6 の(1)機能保全計画の作成(機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)を行う場合にあっては、1 の規定にかかわらず、50%	
	地域農業水利施設保全型	1 80% 2 別紙 3 運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 第 1 の 7 の(1)機能保全計画の作成(機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)又は(4)実施計画の策定を行う場合にあっては、1 の規定にかかわらず、50%	
	畑地帯総合整備型	畑地帯担い手育成型 1 75% 2 高度化事業を行う場合にあっては、1 の規定にかかわらず、50% 畑地帯担い手支援型 75%	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) イの(カ)の事業(農業水利施設保全合理化事業)	不発弾等事前探査以外の事業	80%	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) イの(キ)の事業(広域農業用水適正管理対策事業)	不発弾等事前探査以外の事業	工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業(以下「従前の事業という。’)の農業委員会等に関する法律施	

		行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60 年政令第 128 号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は、次に定めるものとする。 1 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率 2 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあつては、1 の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする。 3 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和 38 年 10 月 23 日付け農地 B 第 3742 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあつては、1 の規定にかかわらず、従前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) イの(㌾)の事業(地域用水環境整備事業)	地域用水環境整備事業	1 2 / 3 2 別紙 3 運用 5 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 第 1 の 1 の(2)のイの整備を単独で行う場合にあっては、1 の規定にかかわらず、50%	
	歴史的施設保全事業	75%	
	不発弾等事前探査	定額	
別表 1 の 1 (1) ウの(㌾)の事業(農地防災事業)	防災ダム工事	55/100	
	防災ため池工事		
	大規模	55/100	
	小規模	50/100	
	地震対策ため池防災工事		
	大規模	80/100	
	小規模	80/100	
	防災ダム等利活用保全施設整備工事		
	利活用保全施設	50/100	
	関連施設	1 / 3	
	ため池整備工事		
	大規模	80/100	
	小規模	80/100	
	複数のため池で行うものの 旧農業用ため池で行うもの	50/100 80/100	

	ため池利活用保全整備工事	50/100	
	ため池保全体制整備事業	50/100	
	実施計画策定事業	50/100	
	ため池整備工事（特別対策型）		
	大規模	80/100	
	小規模	80/100	
	複数のため池で行うもの	50/100	
	旧農業用ため池で行うもの	80/100	
	ため池利活用保全整備工事	50/100	
	ため池保全体制整備事業	50/100	
	実施計画策定事業	50/100	
	ため池整備工事（都市型緊急整備事業）		
	大規模	55/100	
	小規模	50/100	
	ため池利活用保全整備工事	50/100	
	ため池保全体制整備事業	50/100	
	実施計画策定事業	50/100	
	ため池水質改善工事		
	大規模	80/100	
	小規模	80/100	

実施計画策 定事業	50/10
用排水施設整 備工事	
大 規 模	80/100
小 規 模	80/100
大規模のう ち土砂崩壊 を防止する もの	80/100
小規模のう ち土砂崩壊 を防止する もの	80/100
	50/100
用排水施設 等利活用保 全整備工事	
実施計画策 定事業	50/100
湖岸堤防工事	
大 規 模	80/100
小 規 模	80/100
用排水施設 等利活用保 全整備工事	50/100
実施計画策 定事業	50/100
ため池等農地 災害危機管理 対策事業	50/100
実施計画策 定事業	50/100
ため池緊急防 災対策事業	50/100
ため池緊急防 災体制整備促 進事業	1 50/100 2 別紙4運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要 領別紙3－2の第3の(10)のアの区域で実施するものにあつては、 55/100
湛水防除工事	
大 規 模	55/100
小 規 模	50/100
農地侵食防止 工事	
都道府県が 行うもの	1 県が行う農地侵食防止工事 80/100 2 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合 80/100

	3 1 と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が 15 度以上の場合 80/100 4 1 と併せ行う関連工事のうち、農村地域防災施設整備工事については、 50/100 市町村が行うもの 1 市町村が行う農地侵食防止工事 80/100 2 1 と併せ行う関連工事 80/100 土地改良区等が行うもの 1 土地改良区等が行う農地侵食防止工事 80/100 2 1 と併せ行う関連工事 80/100 実施計画策定事業 50/100
農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	各工事について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項に規定する土地改良事業計画書に基づく総事業費（事務費を除く。以下「総工事費」という。）のうち当該各工事ごとの工事費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額の総工事費に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。 (1) 農地侵食防止工事にあつては、事業名、区分の欄の農地侵食防止工事の交付率 (2) ほ場整備の工事 75/100 (3) 畑地かんがいの工事 80/100 (4) 農地開発の工事にあつては、50/100 実施計画策定事業 50/100
農地機能保全対策工事	50/100
特殊自然災害対策工事	50/100
実施計画策定事業	50/100
地盤沈下対策工事	55/100。ただし、県が工事費の 34/100 以上を負担する場合に限る。
大規模	
小規模	50/100。ただし、受益面積が 200 ヘクタール以上であつて 400 ヘクタール未満の規模のものにあつては県が当該経費の 39/100 以上を負担し、その他の規模のものにあつては県が当該経費の 34/100 以上を負担する場合に限る。
農地等防災保全対策工事	防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業及び地盤沈下対策事業について、それぞれこの表の交付率の欄に掲げる交付率 関連工事 45/100 地域環境保全対策工事 50/100
特定農業用管水路等特別対策事業	50/100

地域ため池総合整備事業	
調査計画事業	50/100
総合整備事業	
大規模	80/100
小規模	80/100
農業用河川工作物応急対策工事	
大規模	55/100
小規模	50/100
農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50/100
土地改良施設耐震対策事業	80/100
農村災害対策整備事業	
調査計画事業	50/100
整備事業	1 災害防除対策推進地域で実施するものにあつては、2/3 別紙4運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1の運用1別紙5第5の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、80/100 2 甚大な災害発生地域で実施するものにあつては、2/3 別紙4運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1の運用1別紙5第5の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、75/100
ため池群整備事業	
調査計画事業	50/100
ため池群整備工事	
大規模	80/100
小規模	80/100
ため池群管理体制整備事業	1 50/100 2 別紙4運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の運用1の運用1別紙6第3の3に定める地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100

	土地改良施設 豪雨対策事業		
	調査計画事業	50/100	
	整備事業	50/100	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表１の１(１)ウ の(コ)の事業(水質 保全対策事業)	不発弾等事前 探査以外の事 業	75%	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表１の１(１)エ の(サ)の事業(農村 集落基盤再編・整 備事業)	別紙６運用１ の第２におい て準用する農 山漁村地域整 備交付金実施 要領別紙４－ １運用１の第 ３の２((５)を 除く)	県が行うものにあつては 2/3、市町村等が行うものにあつては 70%	
	別紙６運用１ の第２におい て準用する農 山漁村地域整 備交付金実施 要領別紙４－ １運用１の第 ３の２の(５) 及び第３の３	75%	
	農地環境整備 型	75%	
	実施計画策定 型	計画策定事業 50% 経営体育成促進換地等調整 80%	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表１の１(１)エ の(シ)の事業(農業 集落排水事業)	不発弾等事前 探査以外の事 業	１ 75% ２ 別紙６運用２の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(２)に基づき事業を行う場合にあっては、50% ３ 別紙６運用２の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(３)に基づき事業を行う場合にあっては定額。ただし、機能診断に係る交付額は、一処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が 800 万円を超えるときにあっては 800 万円）をそれぞれ上限とする。 交付限度額＝処理区数×100 万円＋200 万円	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表１の１(１)エ の(ス)の事業(畜産 環境総合整備事 業)	資源リサイク ル事業	１ 50% ただし、基本施設整備事業、利用施設整備事業、ストックマネジメント事業は、60% ２ 利用施設整備事業の家畜排せつ物処理施設の整備のうちエネルギー等副産物利用施設と家畜排せつ物燃焼処理施設及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備については、75%	

		3 利用施設整備事業のその他施設整備については 1/3	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表 1 の 1 (1) エ の(セ)の事業(農道 整備事業)	不発弾等事前 探査以外の事 業	1 85% 2 別紙 6 運用 4 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要 領別紙 4-1 運用 4 の第 1 の 2 の (1) のウの (ウ) にあつては、1 の 規定にかかわらず、50%	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表 1 の 1 (1) オ の事業(農業用水 保全の森づくり事 業)	特定事業	事業名の欄の別表 1 の 1 (2) アの(ア)の事業の国費率欄並びに林業関係 事業補助金等交付要綱(昭和 47 年 8 月 11 日付け 47 林野政第 640 号農林 水産事務次官依命通知)別紙 1 の事業の欄の (5) の事業細目欄の特定森 林再生事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる。	
	耕作放棄地対 策	事業名の欄の別表 1 の 1 (1) エの(サ)の事業(農村集落基盤再編・整備事 業)の農地環境整備型の国費率欄に準ずる。	
	不発弾等事前 探査	定額	
別表 1 の 1 (2) ア の(ア)の事業(森林 整備事業の森林環 境保全整備事業) 1 沖縄県が「区 分」欄に掲げる 事業のうち育成 林整備事業、林 道改修事業、共 生環境整備事業 (森林管理道開 設及び森林空間 総合整備事業の 林道改修・開設 に限る。)を行う のに要する経費 並びに沖縄県が 「区分」欄に掲 げる事業のうち 育成林整備事 業、林道改修事 業、共生環境整 備事業(森林管 理道開設及び森 林空間総合整備 事業の林道改 良・開設に限 る。)を行う者に 対し、「国費率」 欄の沖縄県の国 費率に掲げる率 を超える国費率 により交付を行 う場合における 当該交付に要す る経費及び市町 村等の事業主体 が行う本事業の	育成林整備事 業	(国の国費率) 1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について 事業費(事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の 円滑な実施に関する沖縄県の事務に要する経費(以下「市町村等事業推 進費」という。)を除いたものをいう。以下この項及び森林居住環境整備 事業の項について同じ。)の 80/100 2 1 以外の林道整備について 事業費の 45/100 以内 3 市町村等事業推進費について (1) 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)に係る もの 市町村等事業推進費の 80/100 以内 (2) (1) 以外の林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の 45/100 以内	
		(沖縄県の国費率) 1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について 事業費の 80/100	
	林道改修事業	(国の国費率) 1 林道改修事業 (1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は、事業費の 1/3 2 市町村等事業推進費について (1) 林道改修事業に係るもの ア 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 イ その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 30/100 以内	
		(沖縄県の国費率) 1 林道改修事業 (1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は、事業費の 1/3	
	林道点検診断・ 保全整備事業	(国の国費率) 1 施設集約化(撤去)について	

円滑な実施に関する沖縄県の事務に要する経費 2 1 以外の事業について沖縄県が事業を行うのに要する経費並びに沖縄県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の沖縄県の国費率に掲げる率を下らない国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する沖縄県の事務に要する経費		事業費の 3 / 10 2 1 以外の事業について 事業費の 1 / 2	
		(沖縄県の国費率) 1 施設集約化（撤去）について 事業費の 3 / 10 2 1 以外の事業について 事業費の 1 / 2	
	共生環境整備事業	(国の国費率) 1 林道整備（森林管理道開設）について 事業費の 80/100 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について (1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は、事業費の 1 / 3 3 1 及び 2 以外の事業に係るもの 事業費の 5 / 10 以内 ただし、用地等取得については事業費の 1 / 3 4 市町村等事業推進費について (1) 林道整備（森林管理道開設）に係るもの 市町村等事業推進費の 80/100 以内 (2) 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 イ その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の 30/100 以内 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は、市町村等事業推進費 1 / 3 (3) (1) 及び (2) 以外の事業に係るもの 市町村等事業推進費の 2 / 3 以内	
		(沖縄県の国費率) 1 林道整備（森林管理道開設）について 事業費の 80/100 2 森林空間総合対策事業における林道整備（林道改良・舗装）について (1) 幹線林道に係るもの事業費の 50/100 (2) その他の林道に係るもの 事業費の 30/100 ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は、事業費の 1 / 3 3 1 及び 2 以外の事業に係るもの 事業費の 5 / 10 以内	
	機能回復事業	(国の国費率) 1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の 5 / 10 2 1 以外の事業について 事業費の 2 / 3 3 市町村等事業推進費について 市町村等事業推進費の 2 / 3 以内	
		(沖縄県の国費率) 1 特定森林造成事業のうち特定林地改良について 事業費の 7 / 10 2 1 以外の事業について 事業費の 2 / 3	
別表 1 の 1 (2) アの (イ) の事業 (森林		(国の国費率) 1 林道整備について	

整備事業の森林居住環境整備事業) 1 沖縄県が「区分」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 2 沖縄県が「区分」欄に掲げる事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の沖縄県の国費率に掲げる率を超える国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する沖縄県の事務に要する経費 3 沖縄県が「区分」欄に掲げる事業における2以外の事業を行う者に対し、「国費率」欄の沖縄県の国費率に掲げる率を下らない国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する沖縄県の事務に要する経費	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	(1) 森林基幹道開設 事業費の 80/100 (2) 林道改良 ア 幹線林道 事業費の 50/100 イ その他の林道 事業費の 30/100 ただし、舗装のその他の林道は、事業費の 1/3 2 林道関連施設（林業施設用地及び作業ポイントをいう。以下同じ。）の整備について 事業費の 50/100 以内 3 市町村等事業推進費について (1) 林道整備に係るもの ア 森林基幹道開設 市町村等事業推進費の 80/100 以内 イ 林道改良 (ア) 幹線林道 市町村等事業推進費の 50/100 以内 (イ) その他の林道 市町村等事業推進費の 30/100 以内 ただし、舗装のその他の林道は、市町村等事業推進費の 1/3 (2) 林道関連施設の整備に係るもの 市町村等事業推進費の 50/100 以内 (沖縄県の国費率) 1 林道整備について (1) 森林基幹道開設 事業費の 80/100 (2) 林道改良 ア 幹線林道 事業費の 50/100 イ その他の林道 事業費の 30/100	
別表 1 の 1 (2) イの事業 (治山事業)	予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、保安林管理道整備事業 共生保安林整備事業	1 9/10 1 1/2 ただし、次の各号の 1 に該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃	

		厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要があり、全体計画の工事規模が2億5千万円以上のものにあつては、予防治山等に準ずる。 (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域 (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る）の周辺地域	
別表1の1(3)アの事業（地域水産物供給基盤整備事業）		1 沖縄県が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の9以内 2 沖縄県が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁及び養殖場の整備にあつては、2分の1以内 3 沖縄県が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、増殖場の整備であつて、沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内 4 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、沖縄県が補助する事業であつて、基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の9以内 5 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、沖縄県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内 6 市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、増殖場の整備に要する経費に対し、沖縄県がその経費の6/10以上を補助する事業であつて、沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内 7 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、沖縄県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内 8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助するに要する経費に対し、沖縄県が当該事業に要する経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内 9 沖縄県又は市町村が行う漁港関連道整備事業のうち、主要漁港関連道の整備にあつては、5分の4以内 10 沖縄県又は市町村が行う漁港関連道整備事業のうち、付帯関連道の整備にあつては、2分の1以内 11 沖縄県又は市町村が行う漁港関連道整備事業のうち、一般漁港関連道の整備にあつては、2分の1以内 12 沖縄県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内	
別表1の1(3)イの事業（水域環境保全創造事業）		1 沖縄県が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「事業者負担法」という。）の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費については、当該事業の2分の1以内 2 市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させるべき事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）に対し、沖縄県がその経費の5/10（計画事業費1億円以上のものにあつては6/10以上）を補助する事業に要する経費については、当該事業費の2分の1以内（沖縄振興計画に係るものであつて計画事業費が1事業につき1億円以上のものにあつては10分の6以内） 3 水産業協同組合が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業に要する経費（事業者負担法の規定により事業者負担金を負担させる事業者がいる場合は、当該事業者負担金を除いた経費）については、当該事業の2分の1以内（沖縄振興法に係るものであつて計画事業費が1事業につき1億円以上のものにあつては、10分の6以内）	

		4 沖縄県又は市町村が行う水域環境保全のうち漁場の保全のための事業以外の事業にあつては、2分の1以内（清掃船建造にあつては4分の1以内、廃船処理にあつては3分の1以内） 5 沖縄県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の1以内	
別表1の1(3)ウの事業（漁場保全の森づくり事業）	育成林整備事業、林道改良事業、共生環境整備事業、機能回復事業、特定森林再生事業	事業名の欄の別表1の1(1)オの事業（農業用水保全の森づくり事業）の国費率欄に準ずる。	
	保安林施設事業	事業名の欄の別表1の1(2)イの事業（治山事業）の予防治山事業における国費率並びに林業関係事業補助金等交付要綱別表1の事業の欄の（2）治山事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる。	
別表1の1(3)エ(ア)の事業（漁業集落環境整備事業）		1 沖縄県が行う漁業集落環境整備事業にあつては、10分の5.5以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体化に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内 2 沖縄県において市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費に対し、沖縄県が補助する事業にあつては、10分の5.5以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあつては、3分の1以内 3 沖縄県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内	
別表1の1(3)エ(イ)の事業（漁港環境整備事業）		1 沖縄県が行う漁港環境整備事業にあつては、2分の1以内 2 市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費に対し、沖縄県が補助する事業にあつては、2分の1以内 3 沖縄県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内	
別表1の1(3)エ(ウ)の事業（漁村再生交付金事業）		1 市町村が行う又は市町村が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号）に基づき行う事業に要する経費（市町村が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が別紙14の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10第2の2区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、沖縄県が補助する事業にあつては、当該事業に要する経費の10分の7.5以内 2 沖縄県が行う又は沖縄県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行う事業に要する経費（市町村又は沖縄県が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が別紙14の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10第2の2区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、当該事業に要する経費の10分の7.5以内 3 沖縄県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内	
別表1の1(4)アの事業（海岸保全施設整備事業）	高潮対策 浸食対策 海岸耐震対策 海岸堤防等老朽化対策	1 9/10 2 沖縄県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る。）	
別表1の1(4)イの事業（津波・高潮危機管理対策事業）		1 1/2 2 沖縄県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る。）	
別表1の1(4)ウの事業（海岸環境整備事業）		1 1/3以内 2 沖縄県の行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内（漁港区域に係るものに限る。）	
別表1の1(5)アの事業（盛土による災害防止のための調査事業）	盛土による災害防止のための調査事業	1/3（ただし、既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であつて、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和10年度までに限り、1/2）	

別表 1 の 1 (5) イ の事業（盛土緊急 対策事業）	安全性把握調 査	1 / 2 以内	
	盛土撤去事業 又は盛土崩落 対策事業（別紙 17 の第 2 にお いて準用する 農山漁村地域 整備交付金実 施要領別紙 12 － 2（盛土緊急 対策事業に係 る運用）第 2 の イの盛土を除 く。）	1 1 / 2 以内 2 以下の全ての要件を満たすものにあつては、1 の規定にかかわらず、 2 / 3 (1) 地下水又は降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの。 (2) 盛土が崩落等することにより、公共の利害に密接な関連を有し、次のいずれかに被害を及ぼすと認められるもの。 ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの イ 官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの ウ 人家 10 戸以上 エ 農地 10 ヘクタール以上（農地 10 ヘクタール以上の被害に相当すると認められるものを含む。）	
	盛土撤去事業 又は盛土崩落 対策事業（別紙 17 の第 2 にお いて準用する 農山漁村地域 整備交付金実 施要領別紙 12 － 2（盛土緊急 対策事業に係 る運用）第 2 の イの盛土に限 る。）	1 / 2 以内	
別表 1 の 1 の (6) 効果促進事業		50%	
別表 1 の 2 の事業 （農山漁村活性化 対策整備に関する 事業）	1 事業費 (1) 生産基盤及び施設の整備（別紙 19（農山漁村活性化対策整備事業に関する運用）の別表 1（以下「別紙 19 の別表 1」という。）の (1)）	別紙 19 の別表 1 の (1) に掲げる事業の国費率（8 / 10、2 / 3 又は 1 / 2）	
	(2) 生活環境施設の整備（別紙 19 の別表 1 の (2)）	別紙 19 の別表 1 の (2) に掲げる事業の国費率（2 / 3 又は 1 / 2）	
	(3) 地域間交流拠点施設の整備（別紙 19 の別表 1 の (3)）	別紙 19 の別表 1 の (3) に掲げる事業の国費率（2 / 3 又は 1 / 2）	
	(4) その他省令で定める事	別紙 19 の別表 1 の (4) に掲げる事業の国費率（8 / 10、2 / 3 又は 1 / 2）	

	業(別紙19の別表1の(4))		
	(5) 上記(1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務(別紙19の別表1の(5))	一体となって実施する上記(1)から(4)の事業の国費率と同率とする。ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については1/2とする。	
	2 附帯事務費 (1) 県附帯事務費	1/2 以内	
	(2) 市町村等附帯事務費	1/2 以内	
	不発弾等事前探査	定額	
別表1の3の(1)の事業(産地競争力強化対策事業)	小規模土地基盤整備 (改植を含む)	1 1/2 以内 2 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域(農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。)であって、同法第5条第1項に定める農用地土壌汚染対策計画に基づき小規模公害防除の取組を実施する場合、1の規定にかかわらず、11/20 以内 3 沖縄県及び市町村の附帯事務費にあつては、1/2 以内	
	耕種作物産地基幹施設整備	1 1/2 以内 2 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合にあつては、1の規定にかかわらず、6/10 以内 3 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合は、1の規定にかかわらず、4/10 以内 4 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は、1の規定にかかわらず、4/10 以内 5 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は、1の規定にかかわらず、1/3 以内 6 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は、1の規定にかかわらず、1/3 以内 7 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は、1の規定にかかわらず、1/3 以内 8 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は、1の規定にかかわらず、1/3 以内 9 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合は、1の規定にかかわらず、1/3 以内 10 沖縄県及び市町村の附帯事務費にあつては、1/2 以内	
	畜産物産地基幹施設整備	1 1/2 以内 2 畜産生産基盤育成強化の取組にかかる畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合は、1の規定にかかわらず、6/10 以内 3 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設(堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により	

		肥料化を図るためのものを含む。)、伝達性海綿状脳症対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合は、１の規定にかかわらず、１／３以内 ４ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合は、１の規定にかかわらず、１／３以内 ５ 沖縄県及び市町村の附帯事務費にあつては、１／２以内	
別表１の３の(２)の事業（食品流通拠点施設整備対策事業）		１ 卸売市場施設整備対策にあつては、４／１０以内又は １／３以内（対象施設ごとの詳細は、別紙 21 のⅡのⅡ－１の第２の２（３）に定めるとおりとする。） ２ 共同物流拠点施設整備対策にあつては、１／３以内（対象施設ごとの詳細は、別紙 21 のⅡのⅡ－２の第３の３（７）に定めるとおりとする。） ３ 沖縄県及び市町村の附帯事務費にあつては、１／２以内	
別表１の４の事業（水産業強化支援事業（防災対策））	(1) 施設整備事業費 (2) 防災対策推進事業費	事業費の 2 / 3 以内 事業費の 1 / 2 以内	
別表１の５(１)の事業（経営確立促進調査事業）	①地域森林資源調査、②施設導入調査	１ 事業費の 2 / 3 以内 ２ 附帯事業 １／２以内 ３ 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 ４ 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表１の５(２)の事業（高性能林業機械等整備事業）	①林業機械作業システム整備、②効率化施設整備、③活動拠点施設整備	１ 事業費の 2 / 3、1 / 2 以内 ２ 附帯事業 １／２以内 ３ 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 ４ 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表１の５(３)の事業（コンテナ苗生産基盤施設等整備事業）	①コンテナ苗生産基盤施設等②コンテナ苗幼苗生産高度化施設等	１ 事業費の 2 / 3 以内 ２ 附帯事業 １／２以内 ３ 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 ４ 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表１の５(４)の事業（特用林産物振興施設等整備事業）	①特用林産物生産基盤整備、②特用林産物生産施設、③特用林産物加工流通施設、④廃菌床等活用施設、⑤特用林産物獣害対策施設	１ 事業費の 2 / 3 以内 ２ 附帯事業 １／２以内 ３ 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 ４ 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表１の５(５)の事業（森林空間活用施設整備事業）	①教養文化施設、②林間広場施設、③山村体験交流施設、④森林空間管理施設	１ 事業費の 2 / 3 以内 ２ 附帯事業 １／２以内 ３ 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 ４ 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	

別表 1 の 5 (6) の事業（木材加工流通施設等整備事業）	①木材加工流通施設整備（ア木材処理加工施設、イ木材集出荷販売施設）、②森林バイオマス等活用施設整備（ア森林バイオマス再利用促進施設、イ木質エネルギー等利用促進施設）	1 事業費の 2 / 3、4 / 9 以内 2 附帯事業 1 / 2 以内 3 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 4 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表 1 の 5 (7) の事業（木質バイオマス利用促進施設整備事業）	①未利用間伐材等活用機材、②木質バイオマス供給施設、③木質バイオマスエネルギー利用施設	1 事業費の 2 / 3、4 / 9、1 / 5 以内 2 附帯事業 1 / 2 以内 3 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 4 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表 1 の 5 (8) の事業（木造公共建築物等整備事業）	木造公共施設	1 事業費の 2 / 3、1 / 5、5 / 100 以内 2 附帯事業 1 / 2 以内 3 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 4 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表 1 の 5 (9) の事業（需要拡大施設整備事業）	需要拡大促進施設	1 事業費の 2 / 3 以内 2 附帯事業 1 / 2 以内 3 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 4 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	
別表 1 の 5 (10) の事業（生活環境施設整備事業）	①連絡道整備、②山村広場施設、③集落水利施設	1 事業費の 2 / 3 以内 2 附帯事業 1 / 2 以内 3 県附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内 4 市町村附帯事務費 事務費の 1 / 2 以内	

別記様式第 1 号（第 4 関係）

年度沖縄振興公共投資交付金交付申請書

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 4 により、 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別添 1 のとおり）
- 3 経費の配分表（別添 2 のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類 県の交付金の交付規程又は要綱
交付金事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書
- (注) 添付書類の県の交付金の交付規程又は要綱は、過年度又は当年度に既に提出している場合で、かつ、内容に変更がない場合は、添付を省略することができることとし、省略するにあたっては提出年度と同じ旨を記載すること。

別添 1

区 分		本年度 事業費	本年度 交付額	県費	市町 村費	その他	備考
沖縄振興公共投資金							
農山漁村地域整備に関する事業	工事費						
農山漁村活性化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
農業・食品産業強化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
水産業強化対策整備に関する事業	工事費						
沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
計	工事費						
	附帯事務費						
	計						

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

(單位：円)

(注) 関係市町村名は、地区名称に記入した地区の所属する市町村名を記入すること。

① 交付対象事業の事業(1)～(8)は、交付要綱の表裏の(1)、(2)、(3)、(1-4)、(1-5)、②、2、(3-1)、(3-2)、(4-1)、(5-1)、(5-2)、(5-3)、(5-4)、(5-5)、(5-6)、(5-7)、(5-8)又は(9)のみずから記入すること。

② 交付対象事業の事業(2)～(8)は、別表の交付対象事業の事業名欄の事業名(1)部分のみ記入すること。

③ 交付対象事業の事業(1)には、別表の交付対象事業の事業名の事業名を記入すること。

④ 交付対象区分(2)は、以前年度交付対象区分と異なる場合は、その理由を番号で記載すること。番号で記載せず特定でない場合は、適宜分かつて記載すること。

⑤ 法第 7 条の区分決定 第四款後段は補助の目的として「国庫の法令等」を規定する場合は、「法律補助」と記入し、それ以外が「予算補助」と記入すること。

⑥ 前年度からの翌年度の額は、前年度において第3項の規定を用い、調整した額を記入すること、その金額を記入すること。

⑦ 海保保全型防災整備については、県道海保線、進港海岸線の各備考欄に記入すること。

⑧ 備考欄には、貴重物品や特殊設備の搬入した場合に「総額○○〇〇円」を、同様に同じく場合が該当しない場合、同様に明らかでない場合には「合計額」をそれぞれ記入すること。

⑨ 更追加交付申請及び事前までの当該地区の金額に修正がある場合は、前申出額上に更正強書きで記入し、変更後申請額を上記に記入すること。

⑩ 夏山農村計画整備計画の位置付けがある場合及び都市促進事業の実施地区は計費欄上部に町営地名を記入すること。

交付金事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

事業名		地区名	担保施設名	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
事業名（１）	事業名（２）			金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

（注） 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業については、その他欄に総事業費を記載する。

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

事業実施主体の長 ※

年度沖縄振興公共投資交付金交付決定前着手届

交付対象事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 事業名及び事業量
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※ 提出にあたり、事業実施主体の長が沖縄県以外の場合は、沖縄県知事を経由すること。

別記様式第3号（第8関係）

年度沖縄振興公共投資交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第8により、関係書類を添えて申請する。

- （注）1 金額に変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分を除く。
- 2 上記「収支予算等」の記載要領及び「関係書類」については、別記様式第1号の別添1及び別添2の様式に準じ、変更前と変更後を対象比較できるように変更に係る部についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

年度沖縄振興公共投資交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)第13により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別添3のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

別添3

事業遂行状況

区 分		実施計画		出来高		進捗率 (B)/ (A)	備考
		事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
沖縄振興公共投資金							
農山漁村地域整備に関する事業	工事費						
農山漁村活性化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
農業・食品産業強化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
水産業強化対策整備に関する事業	工事費						
沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
計	工事費						
	附帯事務費						
	計						

〇〇年度沖縄振興公共投資交付金実績報告書
(〇〇年度沖縄振興公共投資交付金年度終了実績報告書)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)第14第1項により、報告する。(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

(また、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。)

記

1 事業の目的

2 収支精算（別添4及び5のとおり）

なお、間接交付対象事業者に対し、間接交付金を交付している場合にあっては、別添5の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

3 事業の成果（別添6から8までのとおり）

4 事業の完了年月日 年 月 日

5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

(注) 下線部は、第14第2項の規定に基づき、年度終了実績報告書を兼ねる場合に記載すること。

別添 4

収 支 精 算 書

区 分		本年度 事業費	本年度 交付額	県費	市町 村費	その他	備考
沖縄振興公共投資交付金							
農山漁村地域整備に関する事業	工事費						
農山漁村活性化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
農業・食品産業強化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
水産業強化対策整備に関する事業	工事費						
沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
計	工事費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 第 14 第 2 項の規定に基づき、年度終了実績報告書を兼ねる場合は、「本年度事業費」「本年度交付額」「県費」「市町村費」「その他」の各欄に年度内執行額と繰越額を記載すること。

別添 5

国 庫 補 助 金 精 算

区 分		本年度交付 決定額	本年度精算 事業費	精算交付額	概算払 受領額	差引交付額 未受理 (返還)額	備考
沖縄振興公共投資交付金							
農山漁村地域整備に関する事業	工事費						
農山漁村活性化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
農業・食品産業強化対策整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
水産業強化対策整備に関する事業	工事費						
沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	工事費						
	附帯事務費						
計	工事費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 第 14 第 2 項の規定に基づき、年度終了実績報告書を兼ねる場合は、「本年度精算事業費」「精算交付額」「概算払受領費」「差引交付額未受理（返還）額」の各欄に年度内執行額と繰越額を、「備考」の欄に不用額を記載すること。

別添6 地区別経費の配分表

(単位：円)

農山漁村地域整備計画 計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算 の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業量	総事業費 (A)	交付限度額 算定国費率 (B)	交付限度額 算定基礎額 (C) = (A) × (B)	前年度までの 事業量	前年度までの 事業費 (D)	前年度までの 交付済みの総額 (E)	差額 (F)	本年度 事業量	本年度事業費 (G)	単年度交付限度額 算定基礎額 (H)	本年度交付限度額 算定基礎額 (I)	精算交付額 (J)	本年度 県費	本年度 市町村費	本年度 その他	次年度 調整額 (K) = (J) - (I)	翌年度以降 事業量	翌年度以降 事業費 (L) = (A) - (D) - (G)	翌年度以降交付 限度額算定基礎額 (M) = (C) - (E) - (I) - (K)	備 考	
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)																									
	小計																														
	小計																														
	小計																														
	小計																														
	小計																														
	小計																														
	合計(交付限度額)																														
	うち工事費計																														
	うち附帯事務費計																														
	うち農山漁村地域整備 (工事費)																														
	うち農山漁村活性化 対策整備 (工事費)																														
	(附帯事務費)																														
	うち農業・食品産業強化 対策整備 (工事費)																														
	(附帯事務費)																														
	うち水産業強化対策整備 (工事費)																														
	うち沖縄林業構造確立 施設整備 (工事費)																														
	(附帯事務費)																														

(注) 1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。
2 交付対象事業の事業名(1)欄には、交付要綱の別表1の1 (1)、1 (2)、1 (3)、1 (4)、1 (5)、1 (6)、2、3 (1)、3 (2)、4、5 (1)、5 (2)、5 (3)、5 (4)、5 (5)、5 (6)、5 (7)、5 (8)、5 (9) 又は5 (10) のいずれかを記入すること。
3 交付対象事業の事業名(2)欄には、別表2の交付対象事業の事業名欄の事業名 (() 部分) を記入すること。
4 交付対象事業の区分欄(1)には、別表2の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。
5 交付対象事業の区分欄(2)には、別表2の交付率欄の該当番号等を記入すること。なお、番号等で国費率が特定できない場合は、適宜分かるよう記載すること。
6 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
7 差額の欄には、前年度において第3第2項の規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。
8 海岸保全施設整備事業については、農地海岸、漁港海岸の別を備考欄に記入すること。
9 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
10 総事業費欄等の額には、交付申請額を上段 () 書き、年度内執行額を中段、翌年度繰越額を下段に記入すること。

別添 7

1 地区別検査調書

事業名	地区名	事業実施主体	事績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	間接補助事業 者への支払完了年月日	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別添 8 財産管理台帳（施行令第 13 条第 1 号から第 4 号までの財産、要綱第 22 第 1 項第 2 号の財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又は 取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 の 種別	処分 の 年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 2 備考欄には、当該事業に係る国費率等を記載すること。

別記様式第6号の1（第14第2項関係）

年度沖縄振興公共投資交付金年度終了実績報告書
（農山漁村地域整備に関する事業）

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、
沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対
策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備
に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第14第2項の規定により、
実績を下記のとおり報告する。

記

年度 沖縄振興公共投資交付金 年度終了実績報告書

年度当初・補正（通常分・繰越分）

計 画 名	地 区 名	関 係 市 町 村 名	交付対象事業				法 律 ・ 予 算 の 区 分	事 業 実 施 期 間	事 業 実 施 主 体	交 付 限 度 額 算 定 国 費 率	年度総量(A)			年度出来高(B)			翌年度へ繰越(C)			不用額 (D)=A-B-C		次 年 度 調 整 額	概 算 払 受 領 額	事 業 完 了 (予 定) 年 月 日	備 考
			事 業 名 (1)	事 業 名 (2)	区 分 (1)	区 分 (2)					事 業 量	事 業 費	国 費	事 業 量	事 業 費	国 費	事 業 量	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費				

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行
った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に
完了しなかった場合を含む。）。
- 2 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。
- 3 交付対象事業の事業名（1）欄には、交付要綱の別表1の1（1）、1（2）、1（3）、1
（4）、1（5）、1（6）、2、3（1）、3（2）、4、5（1）、5（2）、5（3）、
5（4）、5（5）、5（6）、5（7）、5（8）、5（9）又は5（10）のいずれかを記入
すること。
- 4 交付対象事業の事業名（2）欄には、別表2の交付対象事業の事業名欄の事業名（（ ）部分）
を記入すること。
- 5 交付対象事業の区分欄（1）には、別表2の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。
- 6 交付対象事業の区分欄（2）には、別表2の交付率欄の該当番号等を記入すること。なお、番

号等で国費率が特定できない場合は、適宜分かるよう記載すること。

- 7 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
- 8 海岸保全施設整備事業については、農地海岸、漁港海岸の別を備考欄に記入すること。
- 9 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 6 号の 2（第 14 第 2 項関係）

〇〇年度 沖縄振興公共投資交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 14 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費（A）	国庫交付金	Aのうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	Aのうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇事業	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇事業							
合 計							

（注） 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を

行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があった沖縄振興公共投資交付金について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 14 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知)	金 円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金 円
4 交付金返還相当額（3－2）	金 円

- (注) 1 記載内容の確認のため、事業実施主体別に以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

 - ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
 - ・その他参考となる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金にかかる消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 1 記載内容の確認のため、事業実施主体別に以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 8 号（第 21 関係）

〇〇年度

農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金事業 名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者指名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接交付対象事業者に対する申し立ての場合であつて、交付対象事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

〇〇年度 第〇四半期 沖縄振興公共投資交付金 概算払請求書

番 号
年 月 日

(内閣府沖縄総合事務局長 殿)
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長 殿

沖縄県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号による交付金交付決定通知があった標記事業について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 12 により、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
（また、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）第 13 の規定に基づき、下記のとおり報告する。）

記

(会計) 一般会計
(項) 沖縄振興交付金事業推進費
(目) 沖縄振興公共投資交付金

〇〇年〇月〇日現在

区分	事業費	国費 (A)	国費中 9割相当額	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - { (B) + (C) }		事業完了 予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇年〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇年〇月〇日迄 予定出来高		
沖縄振興公共投資交付金	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
〇〇に関する事業 〇〇事業 〇〇事業											
〇〇に関する事業 〇〇事業											
〇〇に関する事業 〇〇事業											
計											

(注) 国庫補助金中 9 割相当額欄については、財務省との概算払いの協議内容に 1 割保留がある事業のみ記入すること。
第 13 第 1 項ただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「執行状況報告（12 月末日現在の進捗度）」について記載すること。

農山漁村地域整備計画

計画名称					
計画策定主体					
対象市町村					
計画の期間					
計画の目標					
定量的指標					
対象事業					
事業名	地区名	事業実施主体	工 期	総事業費	主な事業内容
〇〇事業費①					
効果促進事業					
〇〇事業費②					
・ ・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・ ・					
合計 (全体事業費)					

※対象事業を示した図面を添付

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔 内閣府沖縄総合事務局長 経由 〕 ※ 1

沖縄県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)第 17 第 1 項の規定により、別紙※ 2 のとおり農山漁村地域整備計画を提出する。

- ※ 1 提出に当たり、沖縄総合事務局長を経由することができる。
- ※ 2 別紙とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)第 16 第 1 項に基づき策定される農山漁村地域整備計画(別記参考様式第 2 号)

別紙一覧表

別紙 1	農地整備に係る運用
	運用1 農地整備事業
	運用2 農業基盤整備促進事業
	運用3 実施計画策定事業
	運用4 草地畜産基盤整備事業
別紙 2	削除
別紙 3	水利施設整備に係る運用
	運用1 水利施設等整備事業
	運用2 水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型
	運用3 農業水利施設保全合理化事業
	運用4 広域農業用水適正管理対策事業
	運用5 地域用水環境整備事業
別紙 4	農地防災に係る運用
	運用1 農地防災事業
	運用2 水質保全対策事業
別紙 5	農地防災に係る取扱い
別紙 6	農村整備に係る運用
	運用1 農村集落基盤再編・整備事業
	運用2 農業集落排水事業
	運用3 畜産環境総合整備事業
	運用4 農道整備事業
別紙 7	農村整備に係る取扱い
	取扱い1 農村集落基盤再編・整備事業
	取扱い2 農業集落排水事業
別紙 8	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙 9	森林整備事業に係る運用
別紙 10	治山事業に係る運用
別紙 11	地域水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙 12	水域環境保全創造事業に係る運用
別紙 13	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙 14	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙 15	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙 16	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙 17	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙 18	効果促進事業に係る運用
別紙 19	農山漁村活性化対策整備に関する事業に係る運用
別紙 20	農業・食品産業強化対策整備事業に係る運用
別紙 21	農業・食品産業強化対策整備事業に係る取扱い
別紙 22	水産業強化対策整備に関する事業に係る運用
別紙 23	水産業強化対策整備に関する事業に係る取扱い
別紙 24	沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用
別紙 25	沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い